

遠隔臨場に関する試行要領 Q & A

1 全体に関すること

Q 1-1 なぜ、遠隔臨場を実施するのか。

A 1-1 遠隔臨場は、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像と音声を利用し、Web 会議システム等を介して段階確認等を行うもので、受注者における「段階確認等に伴う手待ち時間の削減」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し実施するものです。

発注者が現場へ赴く移動時間が削減されることで、臨場を行う際の受注者の待ち時間の削減、臨場に関するスケジュール調整の円滑化など、受発注者双方にメリットがあると考えています。

Q 1-2 対象工事及び業務は。

A 1-2 岡山県土木部が発注する全ての工事及び業務を対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとします。ただし、通信環境が整わない現場や工種によって遠隔臨場により確認等が不十分、非効率となることが明確な工事であると発注者が判断した場合は、対象としないでください。

Q 1-3 工事又は業務は必ず遠隔臨場を実施しなければならないのか。

A 1-3 契約締結後、受発注者協議により実施することが整った場合のみ実施できますが、必ずしも実施しなければならないものではありません。

Q 1-4 監督員による現場臨場での確認を全て遠隔臨場にできるのか。

A 1-4 遠隔臨場は受発注者の作業の効率化に寄与するものですが、遠隔臨場のみでは監督員の現場把握が困難な場合もあるため、適切な段階確認等となるよう受発注者で協議の上、遠隔臨場を適用する確認項目を決定してください。

Q 1-5 現在契約中の工事又は業務は適用できるのか。

A 1-5 受発注者協議により実施することが整った場合は実施することができます。

Q 1-6 遠隔臨場が実施可能な確認項目は。また、実施できない項目はあるか。

A 1-6 例えば、「材料確認」で、資材の数量、寸法等を映像で確認できる場合は、遠隔臨場で実施が可能と考えますが、「段階確認」でレベル等により現場において標尺の目盛を確認する高さの確認など、映像で確認できない場合は、遠隔臨場では実施が困難と考えられます。段階確認、立会で適用する工種、確認項目については、試行要領の「参考4 確認項目の適用性」の別表1～3を参考としてください。

Q 1-7 遠隔臨場で適用する「段階確認」、「材料確認」、「立会」、「打合せ」とは。

A 1-7 「段階確認」は、『岡山県土木工事共通仕様書』、「第3編 土木工事共通編 第1章 総則」、「第1節 総則」、「3-1-1-4 監督員による確認及び立会等」に定める「段階確認の臨場」において、「監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。」のこの机上による確認に遠隔臨場を適用します。

「材料確認」は、『岡山県土木工事共通仕様書』、「第2編 材料編 第1章 一般事項」、「第2節 工事材料の品質」の「1. 一般事項」及び「4. 見本・品質証明資料」による品質確認及び現物による確認に遠隔臨場を適用します。

「立会」は、『岡山県土木工事共通仕様書』、「第1編 共通編 第1章 総則」、「1-1-1-2 用語の定義」に定める「立会」において「契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。」また、『岡山県設計・測量・調査等業務共通仕様書』に定める「立会」における「設計図書に示された項目において監督員が臨場し内容を確認することをいう。」の監督員等の臨場に遠隔臨場を適用します。

「打合せ」は、『岡山県設計・測量・調査等業務共通仕様書』に定める「打合せ」において、「業務を適正かつ円滑に実施するために主任技術者等と監督員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。」の面談に遠隔臨場を適用します。

Q 1-8 施工状況把握も適用できるのか。

A 1-8 施工状況把握についても立会により確認する場合、遠隔臨場を適用できます。

2 実施に関すること

Q 2-1 実施されたことの記録について、何か提出する必要はあるか。

A 2-1 遠隔臨場については、映像と音声を配信するのみで、記録と保存を行う必要はありません。ただし、打合せ内容を書面（打合せ記録簿等）に記録する場合は、遠隔臨場により実施したことを記載してください。

Q 2-2 施工計画書等に遠隔臨場の実施を記載したすべての項目で遠隔臨場を実施しなければならないのか。

A 2-2 施工途中で遠隔臨場の実施項目を減らす場合や追加する場合は、事前に監督員と協議の上、実施項目を変更してください。受発注者協議後、変更施工計画書を提出してください。通信状態やその他の理由により実施できない場合もあり得ると考えています。

Q 2-3 遠隔臨場を実施したが、通信環境等の影響により確認することができなかった。その場合どうするのか。

A 2-3 従来通りの現場臨場により確認することとなりますので、遠隔臨場を実施する場合は、事前に監督員と通信状況の確認をお願いします。

3 費用に関すること

Q 3-1 費用は計上されるのか。

A 3-1 遠隔臨場にかかる費用については、別途計上いたしません。

4 その他

Q 4-1 遠隔臨場を実施したが、通信環境等の影響により確認することができなかった。その場合、（成績評定の減点などの）ペナルティはあるのか。

A 4-1 ペナルティはありません。

Q 4-2 遠隔臨場を実施したが、成績評定の加点など、インセンティブはあるのか。

A 4-2 インセンティブはありません。